



※1…感染症法第12条に基づく届出であり、原則としてHER-SYSにより保健所に届出を行う。

※2…感染症法第15条に基づく積極的疫学調査として、感染症発生動向調査があり、現在は、感染症発生動向調査システム（感染症サーベイランスシステム（NESID））へ対象者情報を入力している（平成17年度第6回本審議会承認済）。  
 今後は、HER-SYSを利用し、対象者の確認を行う。

※3…ダウンロードしたデータは、統計作業や入院調整等に使用する患者台帳の作成、通知作成に使用するデータなどの感染者等管理に利用する。

・政府統一基準等のポリシーやIPA（独立行政法人 情報処理推進機構）のガイドライン等についての準拠性を第三者機関により確認  
 ・全ての利用者はログイン時に電話通信を用いた2段階認証を行う。  
 ・それぞれの権限区分に応じ、アクセス制限をかける。  
 ・通信データ及びデータベースの暗号化  
 ・インターネット回線における、個人情報のダウンロード不可の構造  
 ・Web脆弱性攻撃防止(WAF) ・DDoS対策  
 ・ログ管理 ・サーバ監視

**【区が行う業務の根拠法令等】**  
 ④⑦⑧…感染症法第15条及び第65条の2、感染症発生動向調査事業実施要項第5「事業の実施」  
 ⑤⑥…新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム利用規約第11条